

保土ヶ谷区公式マスコットキャラクター名前募集要項

1 目的

横浜市保土ヶ谷区と保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会(以下、「実行委員会」という)では、令和9年に迎える区制 100 周年を記念し、公式マスコットキャラクターを制定します。ついては、保土ヶ谷区のイメージアップを図り、愛着や誇りを育み、誰からも長く親しまれ、愛される公式マスコットキャラクターの名前を募集します。

2 募集内容

保土ヶ谷区のイメージにふさわしく、誰からも愛されるマスコットキャラクターの名前



保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターの特徴
区の鳥であるカルガモをモチーフに採用し、宿場町としての歴史をイメージした角笠と羽織の衣装としました。
区のイメージカラー『ほどがやグリーン』の羽織の胸元には区のマークを、袖には区の花であるすみれをイメージした模様をデザインしています。

3 応募要領

(1)応募資格

以下のいずれかに該当する方

- 保土ヶ谷区在住・在学・在勤者
- 保土ヶ谷区を応援してくれる方

(2)応募方法

横浜市電子申請システムその他、郵送、保土ヶ谷区役所の窓口でも応募できます。

【横浜市電子申請システムによる応募】

右の二次元コードからアクセスし、必要事項を記入の上、送信してください。



電子申請応募フォーム

【郵送応募・区役所持参】

郵送・窓口の場合は、①提案する名前 ②名前の意味・由来 ③住所※ ④氏名※
郵送先: 〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9 保土ヶ谷区区政推進課宛

4 応募期間

令和7年1月14日(火)～令和7年2月20日(木)必着

5 応募にあたっての注意事項

- (1)作品は模倣等のない自作かつ未発表のものに限ります。未発表とは印刷物、映像やWEBページ等で公表されておらず、また、過去の各種コンクールで入賞していないものを指します。
- (2)他に類似の例があり、商標登録及び出願の公表がされていることが判明した場合、第三者の知的財産権を侵害する場合、その他本要領の規定に違反していることが判明した場合は、採用決定後であっても採用を取り消すものとします。また、第三者の作品と類似のおそれがあると認められる作品も採用を取り消す場合があります。
- (3)採用作品の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。)その他一切の権利(商標の出願及び登録をする権利)は、保土ヶ谷区役所に帰属します。
- (4)採用作品の著作者は、著作者人格権を行使しないものとします。
- (5)採用作品は、実行委員会及び保土ヶ谷区役所において表記や表現を一部変更する場合があります。
- (6)採用作品は、実行委員会及び保土ヶ谷区役所に無償で提供するものとします。
- (7)採用作品は、広報紙等での利用、関連グッズの作成や区が承認した第三者による利用等が想定されています。
- (8)応募に必要な費用等は、応募者の負担とします。
 - 採用作品は、保土ヶ谷区が責任をもって商標の出願をいたします。
 - 応募作品の返却は行いません。
 - 応募作品に知的財産権に関する問題が発生した場合は、全て応募者の責任とします。
 - 選考に関するご質問などには一切お答えできません。
 - 個人情報については、応募の確認、作品の審査、採用者への通知・公表以外には使用しません。

6 審査、発表

- (1)審査は厳正な選考により3～5作品に絞り、区民による投票によって採用作品を決定いたします。
- (2)5月頃に発表する予定です。保土ヶ谷区ホームページへの掲載や報道機関等を通じてお知らせします。採用、不採用に関わらず、応募者への通知は行いません。

7 その他

応募いただいた方の中から抽選で20名にマスコットキャラクターのグッズをプレゼントします。

※プレゼント希望者は応募の際に、必ず住所・氏名を記入してください。

8 応募先及び問合せ先

保土ヶ谷区区政推進課広報相談係

住 所:保土ヶ谷区川辺町2-9

T E L:045-334-6221/F A X:045-333-7945

Email:ho-koho@city.yokohama.jp